

## 伊予市タウンミーティング実施要綱

平成25年7月19日

告示第112号

### (目的)

第1条 この要綱は、市と市民が市政に関する対話を行う伊予市タウンミーティング（以下「タウンミーティング」という。）を実施することにより、市政について幅広い市民の意見を反映し、及び市政に対する市民の理解を深めることを目的とする。

### (参加者)

第2条 タウンミーティングに参加できる者は、伊予市自治基本条例（平成21年伊予市条例第34号）第3条に規定する市民とする。

### (実施方法)

第3条 タウンミーティングの実施方法は、原則として、市長が別に定めるテーマ等について、前条に規定する参加者と市長及び市長が指定する職員との対談による意見交換とする。

### (開催時間及び実施場所)

第4条 タウンミーティングの開催時間は、平日の午前9時から午後9時までの間に実施するものとし、1回の実施時間は、おおむね90分以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 実施場所は、市長が別に定めるものとする。

### (開催の告知)

第5条 タウンミーティングの開催の告知は、原則として、広報紙及び市ホームページで行うものとする。

### (参加の手續)

第6条 タウンミーティングに参加しようとする者は、開始時間の5分前までに受付を終了しなければならない。

2 会場の都合により参加者に定員を設ける場合は受付順とし、会場の定員になり次第、受付を終了するものとする。

### (公表)

第7条 タウンミーティングの概要は、広報紙及び市ホームページにおいて公表する。

### (庶務)

第8条 タウンミーティングの庶務は、広報広聴担当課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、タウンミーティングの実施について必要

な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月19日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第31号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日告示第50号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。